

基本計画 一 部門別計画一

すべての人がいきいき輝くまちづくり

非核、平和のまちづくり

基本方向

- 1 非核平和意識の高揚を図るための啓発を進めるとともに、市民の自主的な核兵器廃絶運動や平和運動への支援、非核平和宣言都市間の交流など、市民とともに平和を愛するまちづくりを進めます。

計 画

1 非核平和への貢献

- (1) 非核平和意識の普及
- (2) 非核平和事業の推進



人権を尊重するまちづくり

基本方向

- 1 「人権施策基本方針」に基づき、人権教育や啓発をはじめ、さまざまな人権課題に応じた施策を行政全般にわたって総合的に推進します。

計 画

1 人権の保障

- (1) 人権教育と啓発の推進
- (2) 相談・支援の強化
- (3) 情報提供と連携
- (4) 交流の促進

男女共同参画のまちづくり

基本方向

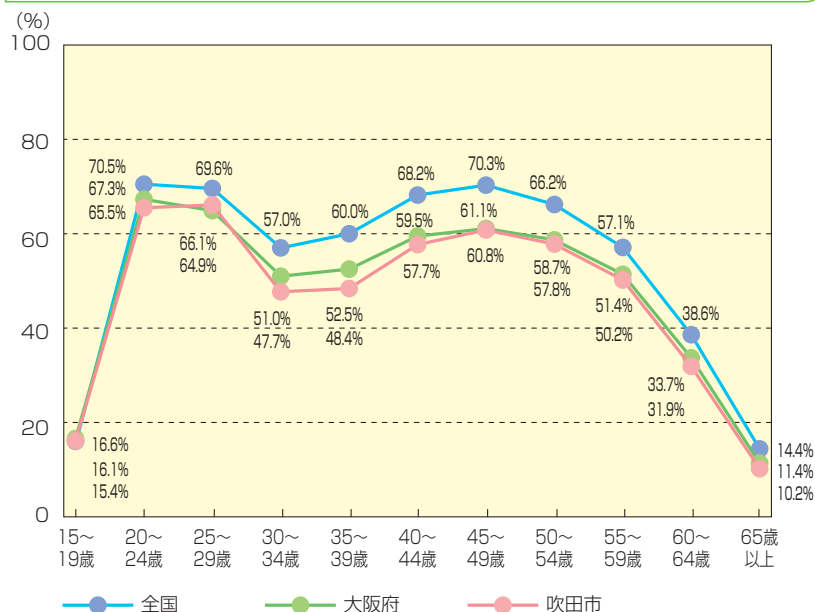
- 1 男女共同参画の推進に関する施策は、行政や市民生活のさまざまな分野に及ぶことから、市民、事業者の協力の下、総合的かつ計画的に推進していきます。
- 2 男女共同参画の推進に向けて、意識改革を進めるためにあらゆる場での啓発や学習を進めます。
- 3 家庭生活への男女共同参画の推進、仕事と育児の両立支援のための施策を推進するとともに社会環境の整備を進めます。
- 4 女性の生涯を通じた健康の保持・増進に努めます。また、男女が対等な構成員として、安心して暮らすことができるよう、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け施策を推進していきます。
- 5 男女が共に自立して社会参画できるよう、積極的に施策を推進していきます。

計 画

- 1 男女共同参画社会の実現
- 2 男女共同参画に向けての意識改革
- 3 男女が人間らしくゆとりをもって働き暮らすための環境整備
 - (1) 家庭生活への男女共同参画の推進
 - (2) 労働の場における男女共同参画の推進
- 4 女性の生涯を通じた健康の保持・増進
- 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶のための基盤づくり
- 6 男女が共に自立して社会参画できる環境の整備
 - (1) 地域社会への男女共同参画の推進
 - (2) 市政への参画

女性の年齢階層別労働力率

平成12年（2000年）国勢調査による



市民自治が育む自立のまちづくり

多様なコミュニティ活動の充実による住みよいまちづくり

基本方向

- 1 コミュニティの振興を図るため、コミュニティ意識の醸成を促す施策を推進するとともに、市民のコミュニティ活動に対し、自主性を尊重しながら支援に努めます。
- 2 コミュニティ施設を既存施設の配置状況を基に、計画的、効率的に整備します。
また、コミュニティ活動との連携が図られるよう運営への市民参画を図るとともに、効果的な利用が進められるようコミュニティ関連施設のネットワーク化、多目的化を図ります。
- 3 豊かなコミュニティの形成を促進し、市民、事業者、行政の協働を進めます。

計 画

1 コミュニティ活動の充実

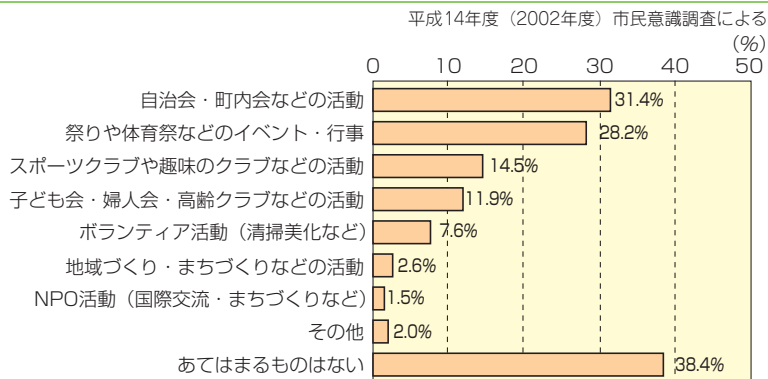
- (1) コミュニティ意識の醸成
- (2) コミュニティ活動の促進
- (3) 情報交流の促進

2 コミュニティ施設の充実

- (1) コミュニティ施設の整備と運営
- (2) コミュニティ関連施設のネットワーク化

3 コミュニティとの協働の推進

地域の行事や活動への参加状況



情報の共有化を進めるまちづくり

基本方向

- 1 新たな情報技術の活用を図るとともに、情報通信ネットワークを利用し必要な情報を共有することができる総合的なネットワークシステムの構築をめざします。
- 2 情報公開制度の推進により、市民の知る権利を保障します。また、市民生活に必要な情報を多様な広報媒体を用いて積極的に提供します。
- 3 個人情報について、自己の情報の開示、訂正、削除等の権利を保障するとともに、収集、管理等にあたっての適正な取扱いを確保します。

計 画

- 1 情報技術の活用の推進
- 2 情報通信ネットワーク基盤整備の推進
- 3 情報化に伴う安全対策の推進
- 4 情報公開・情報提供の推進
- 5 個人情報保護の推進



市民参画によるまちづくり

基本方向

- 1 市政への市民参画を促し、市民の意見や要望を効果的に市政に反映させるシステムづくりを進め、市民に身近な行政の展開をめざします。
- 2 多様な市民ニーズを的確に把握し、市政に反映できるよう広聴活動の充実を図るとともに、市民の生活上の諸問題に多面的に応じることができるよう相談業務の充実を図ります。

計 画

- 1 市民参画の推進
 - (1) 市民参画の手法の整備と充実
 - (2) 市民との協働による地域レベルのまちづくりの推進
- 2 広聴活動の充実



健康で安心して暮らせるまちづくり

すべての子どもが健やかに育つまちづくり

基本方向

- 1 「子どもの権利条約」の趣旨を尊重し、子どもが健やかに成長・発達する権利及び親が子どもを養育する権利と責任がともに実現できるよう、家庭や地域社会への援助とそれにかかわる機関の連携に努め、子育てを支援し合えるまちづくりを進めます。
- 2 安心して子育てができるよう、地域子育て支援センター事業の充実や児童会館・児童センターの活用を図り、地域が連携して子育てを支援します。また、仕事と子育ての両立支援に向けた環境の整備に努めます。
- 3 障害のある子どもに対する療育支援を強化するため、療育関係機関や地域と連携して、療育システムの充実を図ります。
また、配慮を必要とする家庭にとって、子育てにおける孤独感や不安感、負担感を解消できるような環境の整備に努めます。
- 4 子どもの視点に立って、子どもが安心・安全で健やかに育つことを配慮したまちづくりを進めるとともに、身近な自然に親しめる環境づくりに努めます。

計 画

1 子育てを支援し合えるまちづくり

- (1) 総合的な援助システムの確立
- (2) 男女共同参画の子育て支援
- (3) 子育てを支援する人材の育成

2 地域における子育て支援

- (1) 親と子が共に育つ地域での支援
- (2) 仕事と子育ての両立支援の推進
- (3) 子育てへの経済的支援

3 配慮を必要とする家庭への支援

- (1) 児童虐待の防止
- (2) 障害のある子どもの療育体制の充実
- (3) ひとり親家庭等で配慮を必要とする家庭への援助

4 子どもの視点に立ったまちづくり

- (1) 安心・安全なまちづくりの推進
- (2) 身近な自然に親しめる環境の整備



高齢者の暮らしを支えるまちづくり

基本方向

- 1 高齢になっても尊厳を持ちながら自分らしく生きがいのある充実した人生を送ることは、市民共通の願いです。高齢者が健やかに安心して生活できるまちづくりを進めます。
- 2 高齢者の社会参加や健康づくり、介護予防など高齢者が自発的に参加できる事業を進めます。また、介護認定の有無にかかわらず家族の状況などから生活上の援助を必要とする高齢者のための福祉・保健サービスの充実を図ります。
- 3 高齢者が介護を必要とする状態になっても、地域や家庭での生活を続けることができるよう、居宅サービスの充実を図るとともに、施設サービスの基盤整備に努め、介護保険事業の円滑な推進を図ります。

計 画

1 高齢者の社会参加・生きがい事業の推進

- (1) 学習機会の充実
- (2) 生きがいと交流事業
- (3) 就業機会の提供

2 高齢期の健康づくり・介護予防・生活支援

- (1) 健康づくりと疾病予防
- (2) 介護予防事業と生活支援事業の充実

3 介護保険サービスの充実

- (1) サービス提供基盤の整備
- (2) サービスの質の向上
- (3) 低所得者への対策



障害者の暮らしを支えるまちづくり

基本方向

- 1 「第2期障害者計画」に基づき、障害者が社会の一員としてあらゆる分野に参加し、生きがいを持って人生を送れるよう、障害者の人権を保障し発展させ、ノーマライゼーションの理念を実現する平等な社会づくりを進めます。
- 2 障害者が地域で安心して暮らせるよう、障害や障害者への理解を深めるための啓発に努めるとともに、ボランティア活動の振興などを通じて誰もが障害者を支えることができる地域社会づくりを進めます。
- 3 障害者のライフサイクルの各段階やニーズに応じたきめ細かな福祉施策を推進します。また、社会参加や就労への支援を強化するなど総合的な施策を推進します。

計 画

1 共に生きる社会づくり

- (1) 啓発と交流の推進
- (2) コミュニケーションサービスの充実

2 障害者の社会参加と就労支援

- (1) 学習機会の充実
- (2) 雇用・就労への支援

3 障害者を支える福祉・保健・医療サービスの充実

- (1) 地域生活支援施策の充実
- (2) 日中活動の場の整備
- (3) 自立生活への支援の充実
- (4) 障害者の保健・医療サービスの充実
- (5) 福祉人材養成と研修の充実

4 障害者の療育・教育の充実

- (1) 療育システム等の充実
- (2) 障害に配慮した教育等の充実



地域での暮らしを支えるまちづくり

基本方向

- 1 「地域福祉計画」に基づき、地域福祉の総合的な推進を図るとともに、地域福祉の拠点施設として、地域保健福祉センターの機能を見直し整備します。さらに、身近な地域の相談支援窓口について、既存福祉施設の配置状況等を考慮し、整備に努めます。
- 2 市民による自主的な地域福祉活動が育つよう、地域住民の参加を促進するとともに、環境整備と支援に努めます。また、関係機関・団体、地域住民等の自主的な活動との連携を強め、援助を必要とする人たちに対する支え合いのネットワークの整備を図ります。
- 3 判断能力が十分でない高齢者や障害者等に対し、福祉サービス等の適正な利用を援助し、その権利擁護に努めます。
また、福祉・保健サービスに関する苦情相談に対応し公正・中立な処理を進めるとともに、サービスの質の確保を図ります。
- 4 すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、まちのバリアフリー化の推進とともに、住宅の確保や移動手段の整備など生活環境の整備に努めます。

計 画

1 住み慣れた地域での生活を支える地域福祉の充実

- (1) 地域福祉の総合的な推進
- (2) 地域福祉の拠点、相談・支援体制の整備
- (3) 支え合いのネットワークの整備
- (4) 自主避難困難者に対する災害時の支援
- (5) 地域福祉活動促進のための環境整備と支援

2 福祉サービス利用者への支援

3 生活環境の整備

- (1) 福祉のまちづくりの推進
- (2) 暮らしやすい住まいの確保
- (3) 移動への支援



生活を支える社会保障の充実

基本方向

- 1 憲法に保障された健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するとともに、対象となる世帯に応じたさまざまな自立支援の推進に努めます。
- 2 高齢社会を迎えて医療保険・公的年金制度は、市民の健康と生活の安定に欠かせないものとなっています。国の制度改革の動向をみながら、市民がより豊かな生活を営むため可能な限り各機関と連携を図り支援に努めます。

計 画

1 低所得者福祉

- (1) 生活保護等の充実
- (2) 援助体制の充実

2 社会保障制度（国民健康保険・国民年金）

- (1) 制度改善の要望
- (2) 情報提供と相談機能の充実

健康な暮らしを支えるまちづくり

基本方向

- 1 市民一人ひとりが日常生活の中で気軽に健康づくりに取り組めるよう、関係機関・団体と連携し、情報提供をはじめ環境づくりに努めます。
- 2 生活習慣病予防や介護予防、子育て支援を重視した保健事業に取り組みます。また、精神的な面で問題を抱える市民への支援や、新たな感染症等には、保健所との連携の下、その対応を進めます。
- 3 休日・夜間の初期救急、入院の必要な二次救急体制の整備に努めます。
- 4 病気の治療だけでなく、健康づくりや子育て、介護に関する身近な相談相手として、かかりつけ医の定着を関係機関との連携の下に進めます。
- 5 地域に集積している医療機関の連携を深め、市民が安心して医療を受けることができる地域医療体制の整備に努めます。また、市民病院については、公的病院としての役割を果たすとともに、地域の急性期医療機関として患者サービスの向上等に努めます。

計 画

1 健康づくりの推進

2 保健事業の推進

- (1) 母子保健
- (2) 成人保健
- (3) 高齢者保健
- (4) 歯科保健
- (5) 心の健康づくり
- (6) 健康危機管理
- (7) 地域ケア体制

3 地域医療体制の整備

- (1) 救急医療体制の整備
- (2) 地域での暮らしを支える医療
- (3) 地域医療連携体制の整備



個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

学ぶ意欲と主体性を育てるまちづくり

基本方向

学校教育

- 1 学校教育を生涯学習の基礎として位置づけ、新しい時代の変化に主体的に対応できる園児・児童・生徒の育成をめざします。
- 2 幼稚園における異年齢児学級保育や小中一貫教育等、未来を拓く子どもたちがいきいきと過ごせる学校体制づくりをめざします。
- 3 子どもたちの個性を重視し、基礎・基本を確実に身につけ、それを基に、自ら課題を見つけ、自ら考え、よりよく問題を解決する力や健康と体力など「生きる力」の育成に努めます。
- 4 心豊かな子どもの育成のため、男女共同参画の視点を入れながら、道徳・人権教育等で自尊感情を育むとともに、多様な個性や価値観を認め合い、他者を思いやる人権感覚豊かな人間性を培う教育を推進します。
- 5 障害等を有する児童・生徒が、社会参加や自立の達成を図ることができるよう医療、福祉等の関係機関との連携を図り、障害の種別と程度に応じた教育の充実や、よりきめ細かな教育環境の整備を図ります。
- 6 国際性豊かな児童・生徒の育成をめざすとともに、帰国児童・生徒や在日外国人児童・生徒、新たに来日した児童・生徒に対する教育環境の充実と国際理解を深める教育の充実を図ります。また、高度情報通信社会に対応できるよう、児童・生徒の情報活用能力の向上を図ります。
- 7 学校の教育活動、施設整備の両面で地域に開かれた学校づくりを行います。
各学校がこれまでの学校運営を自主的に点検し、改善を図り、学校運営の透明性や機動性の確保に努めるとともに、地域の持つ教育力を積極的に活用し、地域と協働する中でよりよい学校運営の確立を図ります。

青少年育成

- 8 文化・スポーツ活動、自然体験、遊びなど、地域における青少年の積極的な活動を推進するために、青少年を取り巻く環境や活動の場（居場所）を整えることにより、青少年の自主的な活動を支援します。
- 9 青少年同士のふれあいや社会のさまざまな人とかかわりを持つ機会を提供することにより、集団の中での役割を自覚し、仲間づくりの大切さや社会性を身につけることができるよう支援します。
- 10 子育ての悩みを解消するとともに、青少年に関する相談体制を充実するなど、家庭はもとより、地域で子育てを支援する基盤の整備に取り組みます。
また、青少年の健全育成に取り組めるよう、地域の共有財産である「学校」を核として、家庭、学校、地域が一体となって教育についての課題の共有化を図り、解決に向けて協働します。



計 画

学校教育

1 教育内容の充実

- (1) 園児の笑顔に出会える教育の展開
- (2) 学ぶ楽しさを実感できる教育の展開
- (3) 心豊かな児童・生徒の育成
- (4) 健康な児童・生徒の育成
- (5) 障害に配慮した教育の充実
- (6) 国際化・情報化社会に対応した教育の展開
- (7) 高等学校等への進路指導の充実

2 教育環境の充実

- (1) 教育施設等の充実
- (2) 教職員研修・教育相談の充実
- (3) 就学・就園の奨励・援助

3 地域に開かれた学校づくりの展開

青少年育成

4 青少年の居場所づくり

- (1) 青少年拠点施設等の整備・充実
- (2) 学校施設等を活用した事業の推進
- (3) 非行防止など環境の整備

5 青少年の仲間づくり

- (1) 青少年育成事業の推進
- (2) 指導者の養成
- (3) 活動機会の提供

6 青少年を育てる家庭・地域づくり

- (1) 地域ぐるみの子育て支援
- (2) 相談体制の充実
- (3) 家庭、学校、地域が一体となった青少年の育成
- (4) 青少年団体等の育成



生涯にわたり楽しく学べるまちづくり

基本方向

- 1 家庭、学校、地域、行政だけでなく、民間企業、市民団体などが相互に連携し、各々の役割が適切に果たされるよう、生涯学習推進体制の充実に努めます。
- 2 生涯を通じて学習できる場と機会を誰もが利用でき、学習した成果が生かせるよう、学習施設の整備と体系化を図り、学習機会や施設の情報幅広く収集し提供に努めます。
- 3 市民一人ひとりが、自己の可能性を探り、豊かな地域社会を築く構成員として能力を生かすことができるよう、社会教育施設の整備を図ります。また、市民の多様なニーズに応えるとともに、高齢者や障害者が積極的に参加できる学習機会と学習内容の充実に努めます。
- 4 家庭や地域における自主的な学習活動を促進するため、学習機会の提供や相談機能の充実に図り、指導者や自主学習グループへの支援に努めます。
- 5 楽しく学び、学んだことが地域の活性化に生かされ、まちづくりにつながるよう、世代間交流や地域団体との連携を進め、市民のふれあいや交流、自己実現の場の提供を図ります。

計 画

1 生涯学習推進体制の充実

- (1) 推進体制の基盤整備
- (2) 学習施設の整備と体系化
- (3) 学習情報の収集と提供

2 社会教育施設等における生涯学習の推進

- (1) 社会教育施設の整備・充実
- (2) 学習プログラムの充実
- (3) 学習活動への支援
- (4) ふれあいと自己実現の場の提供



スポーツに親しめるまちづくり

基本方向

- 1 多様化する市民ニーズに応えることができるよう、施設の整備と有効活用に努めるとともに学校体育施設の地域への開放を今後とも推進します。
- 2 指導者の養成・確保と人材活用に努め、スポーツ関係団体の育成を図り、地域スポーツの充実や、すべての人を対象としたきめ細かなスポーツプログラムの提供に努めるとともに、健康の保持・増進のため、保健事業との連携を図り、健康づくり事業を推進します。また、さまざまなスポーツ情報の提供を積極的に行い、市民一人ひとりが生涯にわたり気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう努めます。

計 画

1 体育・スポーツ施設の整備

- (1) 市民体育・スポーツ施設の整備
- (2) 学校体育施設等の利用・活用

2 指導者の養成・確保と資質の向上

- (1) 指導者の養成・確保
- (2) 指導者の人材活用

3 スポーツ関係団体の育成

- (1) 各スポーツ団体の育成
- (2) 総合型地域スポーツクラブの育成

4 生涯スポーツの促進

- (1) 地域スポーツの振興
- (2) スポーツイベント・プログラムの提供
- (3) 健康づくり事業の推進と高齢者・障害者スポーツの振興
- (4) 情報の提供



多彩な文化が交流するまちづくり

基本方向

- 1 芸術文化活動や生活文化活動などの市民の幅広い文化活動を支援し、新たな市民文化の創造と地域文化の継承・発展に向け、総合的な文化施策の展開を図ります。
- 2 多様化し高度化する市民の文化活動の場の整備や充実に努めるとともに、市内の大学等との多面的な連携や都市間交流の推進を図り、文化を育む環境づくりをめざします。
- 3 文化財の調査を継続し、その成果を保存に生かし、文化財を活用しつつ、地域文化の形成に寄与するとともに、文化財の調査や成果の公開についても市民との協働の場を形成していきます。また、博物館の収蔵・展示能力を高め、子どもを含め市民に対して、分かりやすい展示や歴史学習を体感できるような参加体験型事業を進め、そのための地域と施設と人をつなぐ枠組みを構築していきます。

計 画

1 文化の振興

- (1) 総合的文化施策の展開
- (2) 市民文化の振興
- (3) 地域文化の振興

2 文化を育む環境づくり

- (1) 文化施設の充実
- (2) 大学等との連携
- (3) 都市間交流の推進

3 文化財の保存と活用

- (1) 文化財の調査と保存
- (2) 文化財保存意識の啓発
- (3) 博物館の充実

国際感覚豊かなまちづくり

基本方向

- 1 あらゆる機会を通して国際理解と国際感覚を深める学習機会や情報の提供に努めます。
- 2 教育、文化、スポーツなどの分野における市民による国際交流を促進するため総合的な施策を進めます。
- 3 外国籍市民の市政への参画や地域での交流を進め、居住者や留学生が主体的に誇りを持って暮らしていける環境の整備に努めます。

計 画

1 国際感覚の醸成

2 国際理解の推進

- (1) 学習機会の提供
- (2) 国際交流の促進

3 多文化共生のまちづくり

- (1) 外国籍市民にとっても暮らしやすいまちづくりの推進
- (2) 外国籍市民の市政への参画

環境を守り育てるまちづくり

環境負荷の少ない住みよいまちづくり

基本方向

- 1 事業活動に伴う公害の発生を未然に防止し、市民の健康を守るため、公害関係法令に基づき規制や指導の強化を図るとともに、自動車交通量の抑制や自動車排出ガスの削減のための各施策を推進し、大気汚染物質や騒音の低減を図ります。
また、ダイオキシン類をはじめとする有害化学物質等による環境汚染については、事業者とともにその未然防止に取り組めます。
さらに、環境監視体制を充実させ、そのデータを施策に反映させて環境汚染物質の低減化を推進します。
- 2 生活騒音や生活排水などの生活型公害に対し、防止を図るための必要な啓発を行うとともに、環境美化に対する意識の高揚を図り、市民や事業者と連携し、快適な生活環境を確保するための対策を推進します。
また、ヒートアイランド現象を緩和するため、市民、事業者、行政が連携した総合的な対策を推進します。

計 画

1 環境汚染防止対策の推進

- (1) 事業活動に伴う公害防止対策の推進
- (2) 自動車公害防止対策の推進
- (3) 有害化学物質等による環境汚染の未然防止
- (4) 環境監視体制の充実
- (5) 公害健康被害者の救済

2 快適な生活環境の確保

- (1) 生活型公害防止の啓発
- (2) 環境美化の推進
- (3) 日照阻害・電波障害対策
- (4) ヒートアイランド対策
- (5) 環境衛生の充実



自然と共生するまちづくり

基本方向

- 1 生き物の生息空間の確保を図り、緑や水辺、農地など、自然とふれあうことができる空間の保全や整備に努めます。
- 2 自然環境保全に関する正しい理解や知識の普及・啓発を図り、市民、事業者などの自主的な活動の促進に努めます。

計 画

1 自然とのふれあい空間の保全と創造

- (1) 生き物の生息空間の確保
- (2) 身近な緑や水辺の保全と創造
- (3) 花と緑、水をめぐるネットワークの充実

2 自然環境保全意識の普及・啓発

- (1) 学習機会の提供及び情報の整備・活用
- (2) 自然保護活動への支援

循環を基調とするまちづくり

基本方向

- 1 地球環境に配慮した行動の普及促進を図りながら、日常生活や事業活動において足もとからの地球環境保全に向けた取組を進めます。また、地球環境保全を進める上で有効な新しいエネルギーについて、その活用が図られるよう取組を進めます。
- 2 日常生活や事業活動において、廃棄物等の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）により、減量・リサイクルの徹底を図るとともに、千里リサイクルプラザと連携し循環型社会の形成を図ります。
また、環境保全を基本としたごみの適正な処理に努めるとともに、焼却施設の建替え事業を進めます。
- 3 環境を総合的な視点でとらえ、市民、事業者、行政それぞれの役割分担の下、相互に協力・連携しながら、広範多岐にわたる環境施策を体系的に組み立て、計画的な推進を図ります。
- 4 一人ひとりが環境問題に関心を持ち、環境保全に向けた主体的活動を実践できるよう、多様な場での環境学習・環境教育の機会の充実を図るとともに、その担い手としての人材の育成や支援を図ります。



計 画

1 地球環境保全の推進

- (1) 地球環境に配慮した行動の普及促進
- (2) 新しいエネルギーの活用

2 廃棄物対策の推進

- (1) 廃棄物の減量・リサイクルの推進
- (2) 廃棄物の適正な処理

3 総合的・計画的な環境施策の推進

- (1) 環境基本計画の推進
- (2) 率先行動の推進
- (3) アジェンダ21すいたの推進
- (4) 環境影響評価制度の運用
- (5) 環境情報の整備・提供

4 環境学習・環境教育の推進

- (1) 環境学習・環境教育の機会の充実
- (2) 人材の育成・支援



安全なまちづくり

基本方向

- 1 市民との協働による安心・安全のまちづくりは、行政や市民生活のさまざまな分野に及ぶことから、関連する施策の体系化を図り、市民、事業者の協力の下に総合的かつ計画的に推進していきます。
- 2 災害時における市民生活の安全を確保するため、都市防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図ります。また、災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう、防災システムの整備確立や、救援体制の充実などを図り、防災体制の確立をめざします。さらに、市民の防災意識の高揚に努め、自主防災組織の結成を促進し、地域における自主的な防災活動の促進を図ります。
- 3 犯罪のないまちをめざして、市民や関係機関と連携して、各種犯罪の未然の防止に努めるとともに、市民の防犯意識の高揚に努めます。
- 4 各種災害に即時対応できる消防体制を整備するとともに、火災等の防ぎよ活動に必要な消防車両、装備、消防水利や消防指令通信システムの整備・充実を図ります。また、火災予防活動を展開し、市民、事業所などにおける防火意識の高揚と防火防災体制の確立を図ります。
- 5 救命率向上のため、救急救命士の養成、教育、救急資機材の整備を行い、医療機関をはじめ市民を含めた病院前救護体制の充実に努めます。

計 画

1 防災

- (1) 市街地の防災環境整備
- (2) 防災体制の確立
- (3) 地域防災力の向上
- (4) 地域防災計画の充実

2 防犯

- (1) 防犯環境の整備
- (2) 防犯体制の充実
- (3) 防犯意識の高揚

3 消防

- (1) 消防体制の整備・充実
- (2) 火災予防の推進
- (3) 警防活動の充実
- (4) 救急活動の充実



暮らしや都市活動を支える基盤づくり

基本方向

- 1 都市計画を推進する上での指針となる「都市計画マスタープラン」により、市民、事業者や専門家などに、都市計画における将来の都市像を示し、都市計画への理解と参加を促します。また、個々の都市計画の相互調整に努めるとともに、土地利用規制や各種事業の推進を図ります。

これまでの地域の発展を継承しながら、自然、歴史、文化、施設、人材などを活用した、個性豊かな地域づくりをめざします。

将来にわたって都市の健全な発展を持続していくため、快適な市民生活を支えるとともに、都市の活力を創出する産業の振興を図っていく必要があります。このため、道路、公園、上下水道などの都市基盤施設の整備・充実を図るとともに、住む、働く、憩う、遊ぶ、学ぶといった都市活動を支える土地利用の計画的な誘導をめざします。

- 2 地域の特性を生かした、特色のある公園整備を進めるとともに、市民と協働して親しめる公園の整備を図ります。
- 3 長期的な視野に立ち、より質の高いバリアフリー環境の整備を行うなど、安全で快適な交通環境づくりに努めます。

- 4 歩行者や自転車が優先される交通環境の整備や公共交通の利便性の向上を行い、過度に自動車に依存しない社会の実現をめざします。

- 5 都市計画道路は、周辺景観との調和や沿道環境に配慮しながら事業中の路線を早期に完成するとともに、事業化予定路線の早期着手に努めます。

また、各種道路の役割分担を明確にし、地域の特性に応じた道路機能を検討しながら都市環境・景観の改善に努めるとともに、すべての利用者が安全で快適に通行できる道路整備をめざします。

- 6 より安全で良質な水道水の安定給水のために、水質管理の強化及び浄配水施設の整備を進めます。

- 7 「大阪湾流域別下水道整備総合計画」に基づき、下水処理の水質向上を図るとともに、合流式下水道の雨天時の対策を進めます。また、処理水や汚泥等の有効利用を図ります。

浸水被害の実態を踏まえ、計画的に雨水施設の整備を推進し、浸水に対する安全度の向上を図ります。また、都市における良好な水環境を確保するため、雨水浸透などの施策の推進に努めます。



計 画

1 総合的な都市整備の推進

- (1) 地域の特性を生かしたまちづくりの推進
- (2) 適切な土地利用の誘導
- (3) 都市機能の向上と市街地の整備
- (4) 福祉のまちづくりの推進
- (5) 吹田操車場の跡地利用

2 緑豊かな安心して遊べる公園整備

- (1) 特色のある公園・緑地の整備
- (2) 公園施設の整備と維持管理
- (3) 市民との協働による公園管理

3 誰もが安全で快適な交通環境づくり

- (1) 交通バリアフリーの推進
- (2) 違法駐車防止
- (3) 自転車の放置防止
- (4) 交通安全施設の整備
- (5) 交通安全教育の推進

4 自動車に過度に依存しない交通環境づくり

- (1) 歩行者・自転車優先のまちづくり
- (2) 総合交通体系の確立

5 安全で快適な道路整備

- (1) 都市計画道路の整備
- (2) 道路機能の整備
- (3) 道路機能の管理・維持
- (4) 環境整備・安全対策の充実

6 上水道の整備

- (1) 水源の有効利用
- (2) 水質の適正管理
- (3) 浄配水施設の計画的な整備
- (4) 給水方法の改善
- (5) 水の適正利用

7 下水道の整備

- (1) 下水道管等の充実
- (2) 下水処理場・ポンプ場の充実
- (3) 総合的な雨水対策の推進
- (4) 流域下水道の整備



良好な住宅・住環境づくり

基本方向

- 1 多様で異なる市民のライフスタイルやライフステージに対応できる住宅に関する支援等を充実するとともに、各種制度を活用した総合的な住宅政策を推進します。
- 2 緑の空間の確保や景観への配慮など環境と調和した計画的なまちづくりを進めるとともに、福祉、保健、医療との連携を図りながら、誰もが安心して生活できる住宅・住環境づくりを進めます。
- 3 建築協定や地区計画などの制度の活用を図るとともに、「開発事業の手続等に関する条例」に基づき、開発事業に対するきめ細かな規制・誘導を進め、市民、事業者、行政の協働の下で、よりよい住環境づくりに努めます。

計 画

1 多様なニーズに対応した住宅の整備

- (1) 総合的な住宅政策の推進
- (2) 健康で安心して住める住宅整備
- (3) 市営住宅における住環境の向上
- (4) 分譲マンションへの支援

2 良好な住環境づくり



景観に配慮したまちづくり

基本方向

- 1 住む人、働く人、学ぶ人、訪れる人のすべてに快適な都市空間の実現を図るため、地域の特性を生かし、市民、事業者、行政、専門家等がそれぞれの役割の下、協働して良好な都市景観の形成に努めます。また、市民共通の資産としての景観の向上を図り、次世代に継承していくことができるよう、魅力あふれる美しいまちづくりに努めます。
- 2 景観形成に関する情報の提供や啓発に努め、景観意識の向上を図るとともに、市民や事業者による景観形成活動への支援に努めます。

計 画

1 良好な都市景観の形成

- (1) 総合的景観施策の展開
- (2) 自然景観の保全と育成
- (3) 地域の景観資源の保全と活用
- (4) 地域の特性を生かした都市景観の形成

2 景観形成への啓発・支援

- (1) 景観意識の向上
- (2) 景観形成活動への支援

活力あふれにぎわいのあるまちづくり

地域の特性を生かした産業の振興

基本方向

- 1 「新商工振興ビジョン」に基づき、商工業の振興を図り、市民の多様なニーズに対応した商品やサービスの提供を通して、いきいきと暮らし、働き、学び、遊ぶことができる魅力あるまちの実現をめざします。
- 2 地域の特性を踏まえ、まちづくりの新たな視点で市民生活の利便性を高め、アメニティ豊かな魅力ある商業地づくりを進めるとともに、工業の高度化を支援し、生活環境と調和した都市型工業への展開を図ります。
- 3 サービス業などが充実するよう振興策を推進します。また、商工業の活力をいっそう高めるため、ベンチャー産業、コミュニティビジネスなどの起業を支援します。
- 4 市内商工業の組織活動の活性化を図るため、事業者や従業者、そのリーダーなどの人材の育成を支援します。また、組織、経営の近代化・効率化を図るため、情報通信技術の活用を検討している事業所等を支援します。
- 5 「農業振興ビジョン」の基本理念である都市と調和する農業の推進を図ります。
- 6 農地を遊休化することなく、農産物の生産意欲のある農家が継続して農業ができるよう、農業生産環境の整備を図るとともに、都市の貴重な緑の空間として農地の持つ多面的な機能を活用し、本市の農業の推進を図ります。

計 画

1 商工業の活性化

- (1) 魅力ある商業地づくり
- (2) 都市型工業の振興
- (3) 人、もの、情報の交流機能の推進

2 商工業の新たな展開

- (1) 生活支援型産業の振興
- (2) 産業支援型サービス業の振興
- (3) 起業家への支援

3 商工業を支える基盤づくり

- (1) 人材の育成
- (2) 組織活動の活性化

4 地域性を生かした都市農業の推進

- (1) 都市農業の推進
- (2) 新鮮で安全な農産物の供給促進
- (3) 地産地消の推進
- (4) 農業労働力の確保と育成

5 うるおいのある都市農業の推進

- (1) 自然に親しめる機会の充実
- (2) 快適な空間の形成
- (3) 農業に対する市民の理解の促進



就労を支援する環境づくり

基本方向

- 1 急速な少子・高齢化、労働環境や就労形態の多様化、就労意識の変化に対し、関係機関と連携を図りながら、勤労意欲の醸成や職業能力の向上など雇用・就労の促進に努めます。
- 2 中小企業に働く勤労者の生活の安定と豊かな暮らしに向けて、勤労者福祉の充実に努めます。
- 3 勤労者の雇用の安定と地位の向上に向け、勤労者に対する相談業務の充実に努めるとともに、事業所に対して職場環境の改善を働きかけます。

計 画

1 雇用・就労の支援

- (1) 雇用対策の推進
- (2) 労働関係情報の提供

2 勤労者福祉の充実

- (1) 福利厚生事業の充実
- (2) 余暇活動等の支援

3 労働条件の整備

- (1) 労働相談の充実
- (2) 職場環境の改善

消費生活を支える環境づくり

基本方向

- 1 消費生活相談を充実することにより、被害の未然防止と被害に対する迅速で適切な対応に努めます。
- 2 消費者の役割や行政、事業者の責務を明確にしなが、消費者の権利の尊重、自立の支援に努めます。
- 3 消費者が消費生活において必要な知識を修得し、自主的、合理的に行動できるよう、啓発活動や消費者教育等の充実に努めます。
- 4 消費者組織の育成に努めるとともに、消費者の自主的な活動を支援します。

計 画

1 消費者の利益と安全の確保

- (1) 消費生活センターの充実
- (2) 消費者啓発
- (3) 消費者の意見の反映
- (4) 消費者活動の支援
- (5) 消費者関係法令整備等の要請
- (6) 適正取引の確保

